

# 令和3年度 飯田市起業家ビジネスプランコンペティション

## 乗り越えよう!

### 新型コロナウイルス



【表彰起業家  
への支援】

**起業家部門(業歴5年以内)**  
**奨励金最大50万円×5者**  
**一般企業部門(業歴制限なし)**  
**奨励金最大50万円×5者**

応募される方は、まずはエントリーシートをご提出ください。  
エントリーシートをご提出頂いた後、飯田商工会議所の経営指導員の指導を受けながら一次審査に向けた書類を作成して頂きます。  
一次、二次、最終審査を経て、受賞した2部門各5者の方には、それぞれ最大50万円の奨励金を授与します。さらに応募者の皆さんの創意工夫を市民の皆さんに広く知っていただくようにCATVや広報いいでPRさせていただきます。

**【応募者全員への支援】**  
**事業のPR文を飯田市として発信**  
**審査委員からのアドバイス**  
**【最終審査に進出した人】**  
**CATVで1分程度のPR映像を放送**

**募集期間** **令和3年6月14日(月)～令和3年7月20日(火)**  
※エントリーシートは7/20まで ※一次審査の書類提出8/17まで

#### 応募資格

※詳しくはホームページ等で募集要項をご確認ください。

- (1) ①起業家部門:これから起業する方または業歴5年以内の中小規模事業者で新しい事業に取り組む方  
②一般企業部門:業歴は問わず、中小規模事業者で新しい事業に取り組む方
  - (2) 飯田市内に法人登記(個人事業主の場合は住民登録)のある方(移住予定の方も含む)
  - (3) 飯田市税を滞納していない方
  - (4) 事業を行うに当たり必要な許認可等を有し、かつ、法令等に違反していない方
  - (5) 公民権の停止を受けていない方
  - (6) 公の秩序または善良の風俗を害しない、社会通念上、適当と認められる事業を行う方
  - (7) 暴力団員等反社会的勢力と認められる者(関係している者を含む)でない方。反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける(受けている)場合もエントリーの対象外とします。
- ※ 任意の団体で申請する場合は、代表者の名前の横に団体名を記載してご応募ください

#### 応募方法

- (1) エントリーシート提出  
エントリーシートを期間内に窓口を持参または郵送もしくはEメールにより提出してください(令和3年7月20日必着)。エントリーシートについては、飯田市のホームページからダウンロードしてください(当方から郵送はいたしません)。
- (2) 起業講座の受講  
起業家部門に応募される場合は、令和3年7月25日(日)及び令和3年8月1日(日)に開催する起業・創業を考えている方向けの起業講座「いいた創業塾」を受けて頂くと提出書類の作成等の参考になるため、受講をお勧めしています。
- (3) 経営指導員による指導  
一次審査の書類を提出する場合は飯田商工会議所の経営指導員によるアドバイスを受けていただきます。
- (4) 一次審査の書類提出  
一次審査の書類を期間内に窓口を持参または郵送により提出してください。  
なお、郵送の場合は、郵便物の到着が確認できる方法でお送りください(令和3年8月17日必着)。

#### 審査基準

- 第一次審査から最終審査を通して、次の観点から審査します。
- ・新規性に対する評価(新規性、独創性、競合優位性など)
  - ・地域貢献性に対する評価(地域社会への貢献度、地域資源の活用、環境貢献性、雇用の維持・創出など)
  - ・実現可能性及び安定運営性に対する評価(市場性、採算性、持続性・成長性、起業家の知識、能力、意欲、経験など)
  - ・新型コロナウイルス感染症による経済的な影響への対応および創意工夫に対する評価(感染予防への寄与、新たな需要への対応、コロナ終息後まで見据えた事業展開など)

#### 審査方法

- ・第一次審査(書類審査)
- ・第二次審査および最終審査(プレゼンテーションと面接審査)

#### 審査・表彰の日程(予定)

- ・第一次審査(書類審査) 令和3年9月上旬～中旬頃
- ・第二次審査および最終審査(プレゼンテーションと面接審査) 令和3年9月中旬～下旬頃
- ・審査結果発表・表彰 令和3年10月上旬頃(記者発表あり)

#### 奨励金について

- ・令和4年3月末までに事業を始めた実態が確認できた場合のみ、起業奨励金を支給します。
- ・奨励金は選定を受けたビジネスプランを実施する費用のみに使用でき、使途に関する証拠書類や経営状態の把握に必要な書類の提出を求めます。

#### 〈応募に関する留意事項〉 ※詳しくはホームページ等で募集要項をご確認ください。

①応募については、飯田市内で起業していただくビジネスプランを対象とします。②応募者及び応募のあったビジネスプランの詳細に関するご質問やお問い合わせには、一切お答えできません。審査結果については概要を公表します。③提出書類に不備や記入もれがあった場合、審査の対象外となります。また、提出書類に不備や記入もれがあった場合でも当方から連絡はいたしませんので、提出前に書類を確認してください。④提出書類は返却いたしませんので、控えは各自の責任でご準備ください。⑤エントリーされた方の氏名およびビジネスプランの概要について、市の広報およびホームページ、報道機関等に公開します。なお、公開により生じたトラブルについては、飯田市は責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。⑥提出書類の記入は日本語とします。⑦提出書類は、本事業の目的以外には使用いたしません。応募されたビジネスプラン等は、審査会で公表されることに同意したものと取り扱います。⑧応募に際して、参加料はかかりませんが、本事業の参加に係る一切の経費(ビジネスプラン等の書類作成費、通信費、郵送料、交通費等)は、応募者の負担となります。⑨飯田市は、提出書類に係る内容について応募者に対価を支払うことなく記録し、および保存する権利を取得します。⑩提出書類(ビジネスプラン等)の知的財産権等は応募者に帰属しますので、応募者の責任において法的保護の対策など対応してください。⑪提出書類(ビジネスプラン等)の内容が第三者の知的財産権等に損害を与えた場合は、応募者の責任において対応してください。市は責任を負いません。⑫次に該当する場合は、応募を無効または表彰の付与を取り消します。(ア.応募資格に違反する事項があった場合 イ.本事業の目的を損なう行為または虚偽の記載等があった場合 ウ.法令違反や反社会的勢力との関係など、社会通念上、表彰者としてふさわしくないと認められる場合 工.第二次審査、最終審査を辞退または理由なく欠席した場合) ⑬審査結果と審査会による評価を事務局より応募者全員にご連絡いたします。ただし審査委員に直接お問い合わせいただくことはできません。⑭令和3年3月末までに開業できなかった場合、奨励金の交付は支援の対象外となります。⑮審査結果の問い合わせ及び選定等に関する異議等は受け付けません。⑯奨励金は、飯田市からの出資や融資ではありません。⑰奨励金に関する税務上の取り扱いについては、税理士等の専門家にご相談ください。⑱公的資金で助成する事業として、最低3年間は経営状況を確認できる書類や使途に関する証拠書類の提出を求めます。また奨励金を当該ビジネスプランの事業以外の目的に使用した場合は、返還を求めます。⑲表彰は、事業の成功を約束するものではありません。また、資金調達(融資)を約束するものではありません。融資については、別に金融機関の審査を受ける必要があります。